

広島県告示第二百十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定によって、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があった。

平成二十一年三月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地		自立支援医療 の 種 類	変 更 年 月 日
	新	旧		
安芸高田市医師会 訪問看護ステーション	安芸高田市吉田 町吉田一〇二〇 ―二	安芸高田市吉田 町吉田五二七― 七	育成医療・更生医 療・精神通院医療	平成二二年二月一 八日